

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。	1 契約の概要 当該業務は、令和7年4月23日から開催する第42回全国都市緑化ぎふフェア（以下「ぎふフェア」という。）を広く県民等に周知し、来場の促進を図るため、岐阜新聞新年号の新聞広告を制作・掲載するものである。 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 ぎふフェアについては、広報計画に基づき、HPやSNSを活用した情報発信や、子ども連れが集まるイベント会場等でのキャンペーン活動等を展開しているが、SNSを使用しない高齢者層など幅広い年齢層への浸透が課題であり、認知度向上に向けた広報展開が急務となっている。 そのため、直接幅広い年齢層の県民等の手に届く最大サイズの広告媒体である新聞広告を、子どもからお年寄りまで幅広い年代が目にする機会が多い新年号に複数面掲載することにより、ぎふフェアの開催年であることを読者（県民等）に強く訴求・話題喚起し、認知度の向上に繋げることを、新たに計画したところである。 本業務の実施にあたっては、限られた予算の範囲内で、現在準備中のフェア内容をもとに、効果的な広告とするための企画やデザインを適切に行いつつ、短期間で複数面の新聞広告を制作し、掲載する必要がある。 3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明 契約予定先である（株）岐阜新聞社は、同新聞の発行元であるとともに、県内大型催事に合わせた企画広告を数多く手がけてきた実績がある。 また、ぎふフェアに係る「行催事実施運営委託業務」及び「広報キャンペーン活動委託業務」を受託済みで、ぎふフェアに関する豊富な知識を持つとともにアピールポイントを熟知しており、インパクトのある新聞広告を短期間に制作することが可能である。 限られた予算の範囲内で、県下全域を対象とする新聞の新年号に、複数面にわたって広告を確実に掲載できるのは同社以外には存在しない。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。